

建設業者団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

技術検定受検資格に関する実務経験の証明について

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づく技術検定（以下「技術検定」という。）の実施に関し、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年5月12日）の一部が令和6年4月1日に施行されることから、令和6年度以降の技術検定における試験事務の取り扱いについて、別添のとおり各指定試験機関に対し通知しましたのでご確認下さい。

技術検定の受検資格要件のうち、実務経験の証明につきましては、令和5年度の技術検定までは、申請時に当該申請者が所属する企業の代表者等により証明をお願いしておりましたが、技術検定不正防止対策検討会の提言（令和2年11月）において、「実務経験の証明の信頼性向上のため、現在の所属がすべての実務経験の証明を行う方法から、企業ごとに証明を求める方法に改めることが望ましい」との提言を頂いたことを踏まえ、令和6年度以降の技術検定の受検申請にかかる実務経験の証明につきましては、原則として、工事毎に、当該工事請負者の代表者等により証明をお願いすることといたしましたので、ご協力を賜りますようお願い致します。

なお、制度改正前の受検資格により受検される場合については、従前のとおり（申請時に所属する企業の代表者等による証明）とし、制度改正後の受検資格により受検される場合であっても、令和6年3月31日を含む工事の経験までは、従前の方法（申請時に所属する企業の代表者等による証明）による証明も可能と致します。

お手数ですが、貴団体参加の建設業者各位にも周知方お願い致します。

以上

各指定試験機関 理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

施工技術検定規則等の一部改正に伴う試験事務の取り扱いについて

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示（令和5年5月12日）のうち、令和6年4月1日施行部分に関して、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号。以下「検定規則」という。）に基づく令和6年度以降に実施する試験事務の取り扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。なお、令和5年国土交通省告示第513号第2項、第514号第2項、第515号第2項、第516号第2項及び第517号第2項に基づき第2次検定を受検する者の取扱いは、下記によらず、従前の例による。

記

1. 検定規則第5条関係（「実務の経験」の範囲）

検定規則第5条における「実務の経験」とは、以下のイ. 及びロ. の条件を満たす経験とする。なお、令和5年国土交通省告示第513号第1項第1号、第514号第1項第1号、第515号第1項第1号、第516号第1項第1号及び第517号第1項第1号においても同様とする

- イ. 建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理など、工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験（業務として行われたものに限る。）であること。ただし、令和5年国土交通省告示第514号第1項第1号における「実務の経験」は、建設機械を操作し建設工事を施工した経験とする（業務として行われたものに限る。）。
- ロ. 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）第7条の3第2号の表の上欄に掲げる建設業の種類（下欄において、当該種目（種別の定めがある場合は種別）の第二次検定を合格した者（検定合格後に実務経験を要するものを除く。）が掲げられたものに限る。）に関する経験であること。

なお、同時期に複数の業務に従事した場合において、当該期間を複数の実務経験として申請する場合には、その従事割合に応じて申請することを可能とする。また、複数の検定種目（資格）に対応する建設業の種類（業種）の工事の経験については、同じ経験を複数の検定種目の実務経験として申請することを可能とする。

## 2. 検定規則第8条関係（「実務の経験」の証明）

検定規則第8条において、受検申請に必要な書類については指定試験機関が定めることとされているところであるが、受検申請者が実務経験を有することについては、原則として、次の方法により確認する。

- イ. 工事の従事期間等の必要事項について、工事毎に工事請負者の代表者若しくは代理として人事権を分掌する部署長（以下「代表者等」という。）又は請負工事の監理技術者若しくは主任技術者（以下「監理技術者等」という。）による証明を求める。
  - ロ. 工期1年未満の複数工事を経常的に担当した期間の実務経験については、イ. による証明に代えて、原則1年以内毎の複数工事について必要な事項を工事請負者の代表者等が証明することも認める。ただし、当該証明者が建設業許可を持つ者でない場合は、証明者が専ら建設業を営むことの証明を別途求める。
  - ハ. 事業者が倒産した等の理由により証明を受けられない場合は、当該実務経験を有していたことについて客観的な資料の提出が可能な場合に限り、代替資料による証明を認める。
- ただし、令和6年3月31日を含む工事の経験までは、その証明する者については、従前の方法（申請時に所属している会社の代表者等）による証明も可能とする。

以上